

調布市議会改革検討代表者会議第22回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

1 日時・場所

平成24年12月26日（水） 午前10時00分～午後0時24分

於：全員協議会室

2 伊藤座長あいさつ

本年は1月11日第5回目の会議から本日の第22回目まで、18回にわたり大変真剣な議論をいただき、実施されているものも多数ある。皆さんの御尽力に改めて感謝申し上げます。景気の悪い中ではあるが、市としても新年度に向けて、予算編成をされていると思うが、議会としても十分チェック機能を果たすために、議論を深めながら議会改革をなお一層前へ進めさせていただければと思っている。皆さんの御協力をよろしくお願いする。

3 検討・協議事項

(1) 第21回代表者会議における合意事項

川畑副座長：日程の1第21回代表者会議における合意事項の確認ということで、合意資料15をお配りしてあるので御確認をお願いします。内容としては、委員会席の配置については、委員会のインターネット放映に合わせ、委員席をコの字に変更すること。委員報酬に関しては、市の条例を根拠して委嘱されている委員、消防委員会委員、表彰審査会委員、環境保全審議会委員については、議員の就任をしない方向で、理事者と協議すること。また、法令等に根拠を置く委員については、今後も継続して検討していくこと。議場の開放については、議会運営に支障のない範囲でフィルムコミッションに協力していくことである。次に、日程の2検討・協議事項に入る。

(2) 一問一答方式の導入について

(3) 本会議場の対面演壇設置について

川畑副座長：一問一答方式の導入について、本会議場の対面演壇設置について、2件一括議題とする。この案件は、前回、持ち帰りということで継続協議となっている。その結果の報告をお願いします。

井上委員：座長提案のとおりで進めていただければよい。

川畑副座長：一問一答方式の本格導入と本会議場の対面演壇設置については、座長提案のとおり御了承をお願いします。

(4) 通年議会について

(5) 議長の議会招集権について

川畑副座長：通年議会について、議長の議会招集権について、2件一括議題とする。

通年議会の提案は、公明党さんから提案されている。小林委員から提案説明をお願いする。

小林委員：地方自治法の一部改正で、地方議会は条例により定例会、臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができるとなったものである。既に、県議会では行っていると聞いている。実施しているところは少ないと思うが、調布市としてもすぐにということでなくて結構なので、ぜひ御協議いただければということで提案した。

川畑副座長：議長の招集権は、元気派さんと生活者ネットさんから提案されている。大河委員、補足があればドゥマンジュ委員から説明をお願いする。

大河委員：地方議会からきちんとこのことができるように、声を上げていくという意味でも、こういった姿勢を持って出していく必要があるのではないかとということで、調布市議会はそのことを求め、行動することを提案する。

ドゥマンジュ委員：議長が招集権を持つことで、議会の二代表制のチェック機能がより正しく行われるようになると思う。また専決事項になる部分も、議会としてしっかり議論できるようになると思うので提案した。

川畑副座長：まず、通年議会に質疑等があれば伺う。

林委員：通年議会は試行実施を含め、行っている議会があることは承知している。提案者のほうで、そのメリット、デメリットの整理ができていれば、お聞きしたい。

小林委員：整理はできていないが、最近、専決処分等、阿久根市の事例等から、今後そのような事例が起こらないとも限らないという思いの中から提案した。今回教育関係のいろいろな事例が出ている。議会が通年議会であれば、いつでも議会を開くことができ、いろいろな調査、あるいは執行部にいろいろ聞くことができると思う。通年議会のほうが、臨機応変というか、すぐ対応できる思いがしている。理事者側にとっては、通年だと、縛ってしまう部分もあるかなと思うので、他の事例もよく検討していくべきかなと思う。

林委員：十分きちっと整理されていると思う。メリットとしては、小林委員が言われたように緊急の課題等への対応ができること。阿久根市の例になるが、専決処分を防止できる等、求められているものに、スピード感あふれる対応をするためにメリットはあるのかなと思っているが、一方でデメリットとして、理事者側の負担の問題や経費の比較を検証する必要があると思う。さらには、通年会期にすることにより、議員活動、委員会審査、政務調査活動等への影響も検証する必要があるのではないかなと思う。また議会の一時不再議の原則はどのようになるのか、いろいろ課題はあると思っている。議論を尽くしながらも、課題整理もしていく必要がある。

雨宮委員：通年議会の今日的な意味合いは非常に大きいものがあると思うが、議長の招集権との関係もどうなるのか、通年議会では1年中オープン状態になる。そうすると、常任委員会の随時開催が、委員長というか、委員会の意思で自由裁量がきくのかとか、整理されるべき課題はかなりいろいろなものがある

と思う。きょうこの場で基本的な方向性を定めるつもりはないが、大きな方向性としては、通年議会の方向性を据えながら、何が必要な課題なのか、クリアすべき課題なのか、随時探求していくというか、議論していくスタンスで今後進めたらいいと思う。

大河委員：議長の招集権との兼ね合いは認識している。通年議会を始めている議会もあるし、地方自治法の一部改正で、できることになっているし、理事者側に求める場合には、条例で、初日を決めておけばいいというような話が出ているので、やり方を吟味すれば、それなりのことがあると思っている。第4回定例会に提案された自治基本条例は、十分審議するという意味からいっても、日程をとってやっていく必要があるのではないかというのと、議会基本条例でやっている議員間の自由討議を保障する意味でも、議会が自分たちの意思で常に長の側の出席を求めなくても、討議をしていく形からすれば、通年の会期をもって、ようやく成就するのではないかと思っている。したがって、雨宮委員が言ったように、これからずっと議会改革が続くような認識を持っているので、その中の1つとして、研究して、前向きに議会として取り組む方向性は見出していったいいのではないかと思う。

井上委員：方向性は意義があるという認識を持っているが、実施した場合のメリット、デメリット、あるいは予測されるであろうさまざまな課題、問題をある程度抽出した上で議論していくことが妥当だと思う。引き続き議会として議論を進めていく方向でよいと思う。

高橋委員：通年議会は非常に意義のあることだと理解している。ただ今までの議論に出ているように、議長の議会招集権の問題や、議会基本条例の議論においても、話に出ているメリット、デメリットを含め、塾議していきながら前向きな方向で検討していただきたいと思う。

ドゥマンジュ委員：前向きな検討を要望する発言も出されているし、これから災害が発生した場合など、臨時会を開くのではなく、速やかに対応できるメリットがあるので、前向きに検討していただければと思う。

林委員：今、皆さん前向きにというような趣旨の発言があったが、私は今の段階ではニュートラルな立場である。メリット、デメリットの議論を尽くして結果を出していくスタンスである。

大須賀委員：議長の議会招集権は付与したほうがよいと思う。常識的には、そう開く機会はないと思うが、全国の中には、普通ではない首長がいて、議会が開けなかった実態があった。その教訓から可能性は低いにしても、そういう実例があった以上、それに対応すべきだと思う。通年議会は、常任委員会の開催のことがあった。事務局に聞くが、調布市議会で閉会中に常任委員会を委員長の判断もしくは議長の指示により開けるか。

事務局：閉会中に常任委員会を開催する場合は、継続審査の申し出があり、議決をしないと正式に開催できないので、委員長、議長の自主的な判断で正式な委員会を開催していない。

大須賀委員：常任委員会の閉会中の開催は、あくまでも会期中の委員会の補佐的な意味での開催である。それはそれで通年議会で議論するのはいいが、常任委員会の閉会中の開催についても、あわせて議論が必要かなと思う。教育委員会ではさまざまな課題があるが、非公式になるが、委員会協議会で説明を聞ける実態がある。しかし、正式に必要なに応じ常任委員会を閉会中に開催し、緊急な対応をすることも必要だと思うので、研究課題として取り上げてもらいたい。

雨宮委員：すぐでなくていいが、座長を通じて事務局に調べていただきたいが、議員内閣制に基づく国会と内閣の関係と二代表制に依拠しているところの、地方議会の通年議会を実施していく上での、制度的な問題というか課題はあるのかどうか。

伊藤座長：そのことは後ほど、文書をもって提示したいと思う。議長の議会招集権にもかかわってくるが、まずは東京都市議会議長会または全国市議会議長会で歴代の議長さんに御尽力いただいて、今日に至る地方自治法の改正が行われていることは現実である。その中において、通年議会の法改正も扱われてきているというふうに認識している。臨時会のみ議長の議会招集権を付与された改正が行われたところであるので、現状は、議長会を通じて国に対し法改正などを要請していることをまず御理解いただきたい。議長の議会招集権の前に皆さんから議論が出ているので、参考までに皆さんに文書を渡したいと思っているが、通年議会の全国市議会議長会の資料から抜粋すると、メリットは首長の専決処分がなくなる、議員提案の議案はいつでも提出、受理できる。また委員会の閉会中の継続審査の手続きは不要になる。また、議会が主導的、機動的に活動できる。これは災害等、緊急事態が発生したときに、審議が迅速にできるメリットがある。また議員の調査活動や行政の監視機能が常にとということなので、高まることもある。常任委員会の話が出ていたが、随時開催が可能になる。一方、デメリットというか課題は、長い会期のため、市長等執行機関の職員の議会運営における拘束時間が長くなり、行政執行に何らかの支障が生じないか。また、議員の拘束時間も長くなる。地方自治法第179条に基づく専決処分が限りなくできなくなる。また一時不再議の課題もある。会期が大幅に長くなることによる経費の増の問題がある。そういったことを精査しながらこのことに当たっていかねばならないものであると認識している。他の市議会でも実施しているから、そのまま調布市議会に当てはまるかという問題と、調布市議会だけで解決しなければならない問題、課題があると認識しているので、そのへんも整理して資料をお渡ししたい。

川畑副座長：通年議会について他に発言はあるか。

—なし—

伊藤座長：通年議会への提案であるが、これは定例会の会期を1年を通して、閉会期間をなくし、必要に応じて本会議、委員会を開けるように改める提案であると認識している。これまで議会の招集権は、地方自治法第101条第1項の規定に基づき市長にあり、議会の会期は、法第102条第6項の規定に基づき

議会の議決で定めることになっており、議会が主導的に議会を開く仕組みにはなっていない状況であった。本年、9月の地方自治法の一部改正により、地方公共団体の議会について、条例により、定例会、臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができるようになった。制度上、条例化すれば会期を通年とすることは、可能となったところである。しかし通年議会は、専決処分の縮小化や監視機能の強化等議会機能の強化へのメリットが幾つか考えられるが、一方では、市長等執行機関側の理解と課題も幾つか考えられる。こうしたことから、通年議会の提案については、議会運営委員会に諮問し、検討していただくなど、議会としても時間をかけ検討していく必要があると考えている。また、あわせて理事者との協議も必要となってくるので、今回の提案について、その趣旨を理事者に伝え、理事者側にも相談していきたいと考えている。従って、通年議会の提案事項については、今後の議会運営の中期的な課題の1つとして取扱い、検討を継続していきたいと思う。

川畑副座長：次に、議長の議会招集権について質疑等があれば伺う。

雨宮委員：例えば通年議会が実施された場合、議長の議会招集権は、どういう意味になるのか。

伊藤座長：原則論から言えば、通年議会を行っていけば必要ない。ただ、招集だから何月、何日やりますという招集は、残るのではないか。

林委員：102条の2の第2項では、条例化すれば、条例で定める日の到来をもって、これを招集したものとみなすと書いてあるがそういう理解でよいか。

雨宮委員：年度初めに招集日を決めれば、それ以降はということなんでしょう。通年だから、開きっぱなしで。

伊藤座長：基本的には年度初めにまず開会する。それから年度終了までの間は常に開会が可能だということだ。

大須賀委員：通年であっても年4回の定例会制度であっても、通年であれば初日、年4回の定例会制度であれば、それぞれ定例会の初日、それは招集する人がいる。今までだったら市長、市長がやらない場合は、どうするかという話で、議長に付与するかという話になるが、招集者と招集権が必要だという理解でよいか。そのかわり、お尻をどこにするかという話も同時に決めて明らかにするのでしょうか。

伊藤座長：基本的には、通年だから、年間通して開会しているのが原則的な考え方だ。それを半年に縮めて、6カ月間通年という意味合いでないことは、議長会の説明を聞いてそのように判断している。

大須賀委員：例えば第1回定例会だと、3月1日に開会し、3月28日に閉会する議事日程を決める。当然解釈上通年であっても、1月10日に開会して、12月15日に閉会するとか、その期間は設定しなければならない。それは条例で明文化するというよりも、通年だったら年度ごと、定例会だったら今までどおりのやり方で設定するというでいいですね。

伊藤座長：手続き的にはそのとおりだと思う。ただ今言った年度に合わせるということ

が基本にあると思う。そうすると、4月1日、3月31日ということになるので、4月1日開会が原則的なところだと思う。

川畑副座長：他に発言はあるか。

—なし—

伊藤座長：議長の議会招集権については、本年9月に改正された地方自治法の一部改正により、条例化すれば議会が必要と認めるときに、随時議会を開催できる通年議会の実施と、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとなった。しかし、議会の招集権は、地方自治法第101条第1項の規定に基づき市長にある。議長に議会の招集権を付与することは、議会活動の活性化において通年議会の実施により得られるメリットと共通したものと認識している。議長が議会を招集できるようにするには、さらに地方自治法の改正が必要となる。今回通年議会の実施が可能となる自治法の改正が行われたことで、議会が必要と認めるとき、随時議会を開催できることは制度上、可能になったので、現行の自治法の範囲内での議会運営を行うと考えている。

川畑副座長：通年議会と議長の議会招集権の座長提案に質疑等はあるか。

雨宮委員：2つのテーマが同時に同じ俎上にのせられたということは、中期的な課題に包含されるという理解でよろしいか。

伊藤座長：基本的には包含されて結構かと思うが、ただ後段のものは、通年になったときどう扱うのかという課題はクリアしておかなければならない。現段階では地方自治法が改正されて、議長に臨時会の招集権は与えられているので、そのことは当然調布市議会でも考えて採用していくことになる。

川畑副座長：他になければ、通年議会と議長の議会招集権については、座長提案のとおり了承することでよいか。

—了承—

(6) 反問権の付与について

川畑副座長：この提案は、第21回代表者会議における一問一答方式の本格実施の際にも協議されたが、改めて座長から発言がある。

伊藤座長：反問権については、先日一般質問の一問一答方式本格導入の提案の際にも申し上げたが、まずは質問する各議員が、一問一答方式に慣れ、習熟度を増してから再度検討したいと先般申し上げた。その理由としては、一括質問、一問一答質問の質問方式にかかわらず、議員の一般質問の仕方を高めていただくことがまず、優先して必要だと考えているところである。これは、反問権が、一括質問、一問一答方式の質問方法にかかわらず、反問することが可能となる。また、質問者が理事者に反問された場合、質問者自身の対応や説明責任が求められてくる。従って、質問者は質問の視点、着眼点、切り口、内容等を熟慮した質問が求められてくる。こうしたことから、一問一答方式を導入することに合わせて反問権を付与するということではなく、各議員が反

問されてもその反問を切り返していくような力を高めることによって、理事者の反問に対応でき、質問の効果も期待できるのではないかと考えている。従って、反問権の付与は、引き続き検討していくこととしたい。

川畑副座長：座長提案に意見等があれば伺う。

—なし—

川畑副座長：反問権の付与については、座長提案のとおり了することでよいか。

—了承—

(7) 委員会視察先決定方法について

川畑副座長：創政会から提案されているので、林委員に説明をお願いします。

林委員：委員会視察先決定方法については、委員会において委員からの希望を最終的に正副委員長でまとめて提案して了承を得るという形で進んでいる。選定方法自体には、何ら異論はないが、そのへんの過程が少しでも見える化をして市民の理解をより得やすいようにしておくという趣旨である。

川畑副座長：説明に質疑等があれば伺う。

井上委員：現時点で、委員会の委員長が諮られて希望があればそれに沿えるかどうかは別にしても、最終的には正副委員長が各委員の考え方や意見を受けとめて方向性が出てくる。そのやり方が問題ではなく、選定の見える化ということ、どうしているのか具体的に教えていただきたい。

林委員：密室で決められているような懸念を払拭するためということだが、過程がわかるようにすれば、よろしいのではないかと思う。

雨宮委員：視察先の決定は、委員にお諮りするとか、視察先の希望をとりますということだが、現状は、多くの場合、事実上正副委員長一任というようなことであると思う。そういう意味では、視察先の議論を委員会で積極的にやり、最終的に総意として決めるというやり方にさらに改善していく必要はあるのかなと思う。もう1点予定先の決定の検証というわけではないが、終わってから本当に常任委員会の視察にふさわしいテーマかどうか疑問を持つ場合もないわけではない。そのへんの検証はこのテーマと直接結びつかないが、個人的には考えてみる必要があるのではないかと思うが、林委員はどう考えるか。

林委員：事後の懸念を事前になくすためにも、視察先の選定は、委員の提案に基づいて、その選定過程をもう少し緻密というか、そういうことである。

高橋委員：事前の決定の方法を明らかにする、見える化することは、従来の方法が非常に問題だというのではなく、もちろん反対するものではない。私はそれプラス事後の検証と、それをどう政策提案に生かしていくかの議論も見える化していく方法まで、進んでいったほうがよりいいのかなと思うが、そこまでは求めていないという理解でよいか。

林委員：事後の検証は、報告書を出すことで、それぞれの委員が検証している。それを政策提案に生かすかどうかは、委員の判断である。そこまで委員会で検証

していく必要はないと思う。むしろ、事後おかしいのではないかとならないように、事前の視察先の選定方法をしっかり議論していくことのほうが、先決であると思う。

高橋委員：了解した。その部分のおっしゃる提案は理解できる。逆に意見として、事後の部分も含めた形で、事後の議論の結果もぜひ見える化していく方法もステージは違うが、あわせて検討していただければと思う。

ドゥマンジュ委員：林委員の提案に賛成する。市が抱える課題だとか、調査をしたい事項を委員会の場で話し合っ、そこにふさわしい視察先はどこか議論することで、より市の抱える課題にマッチしたようなところを調査できれば、とてもプラスになるところだと思う。東京都内の市で視察の報告会を昔からやっているところがある。議会報告会を行うときに、視察報告を行うのもいいのかなと思う。

大河委員：今回の建設委員会の視察で、市に関し委員会の調査を行う上での課題は、例えば再生可能なエネルギーではないかと議論した上で、ではという話があったので、委員会として行くとすれば、会派とは別の、市の政策の中で委員会として取り上げていかなければならない課題というものを、話し合っ進めていく必要があると思う。そういった意味でも市民は議会が何を課題として持っているのか、それをどうしたいのかを明らかにする意味でも今回の提案は意味があると思う。具体的にどのような進め方をしたらいいか議論していいのではないかと。もう1点、視察先は、もちろん遠い場所もあるが、場合によっては、都内であったり、近隣市で実施していることもあるので、あわせて考えてみたらどうかと思う。

伊藤座長：委員会の行政視察、会議規則第70条に定める委員の派遣として、委員会の所管事務調査権を発揮するために毎年度実施しているところである。現状としては、視察先の決定方法がおおむね正副委員長に一任されていることや、どの委員会も日程は秋で、一律2泊3日で実施していることなど、実施方法が、一部形骸化している部分も見受けらる。そこで、委員会の所管事務調査権を行使し、限られた予算の中で視察調査結果を最大限効果的なものとするために、次のとおり提案する。

1 まず、視察先の決定については、正副委員長一任とせず、委員会で十分調査事項を議論（自由討議）した中で決定すること。

2 また、視察の日程は、2泊3日を前提とするのではなく、視察先を考慮した中で、1泊や日帰りを含め、弾力的に決定すること。

3 視察結果は委員会や委員会協議会において振り返り、委員間で市政に生かせる点などを協議するとともに、その報告などは議会報告会や議場における視察報告を行うことにつなげること。

以上、各委員会におかれては弾力的な運用をお願いしていきたいと思う。

たとえば、委員会で視察内容のテーマや視察先について複数回協議する。視察日程は、調査項目を前提に決定する。よって2泊3日を前提とせず、1泊

や日帰りもある。なお、委員長は、1人当たりの予算を効果的に使うために、1年を通して1泊の視察を2回行うなど、委員会の調査権を弾力的に使うこともできると考えている。

川畑副座長：説明に質疑等があれば同う。

小林委員：委員会で視察内容のテーマや視察先について複数回協議するという話だが、第2回定例会から検討をしていくイメージか。

伊藤座長：委員会により変わってくるのではないかと思うが、まずは年度当初の予算審議をした後に、その所管の部分について、大切なあるいはポイントを絞って研究しようではないかというような議論から視察先が限定されてくるのではないか。第2回とか第3回ということではなく、常にそういう議論をしていく中において年に2回日帰りでもよい、そういったことも含めて協議していただければいかがかなと思う。そこは正副委員長のリードにお任せしたい。

林委員：座長の提案に反論するつもりはないが、委員会での協議の複数回はあくまで1つの例として捉えさせていただいた。1回で決まればそれでいいと思っているし、あくまで皆さんが民主的に決めていることが、市民にわかるようにすることが必要なのかなと理解させていただいた。現行2泊3日で行われているものを、1泊、日帰り等を含めてということもあったが、そのとおり受けとめさせていただく。視察結果の事後検証は、正副委員長の裁量の中で必要に応じて行っていくという理解をとらせていただいた。それでよろしければ、座長提案でいいのかなと思う。

大河委員：座長提案は大変有用な内容であると聞いていて思った。条例案の中で委員会活動のさまざまな項目が出てくる。市の課題を委員会がそれぞれ認識し、それをどうやって政策に生かしていくかを委員会として取り組んでいく。そのあり様として、視察を生かして1年間の委員会としてあり様を見ていくということが、ある程度きちんとすれば、議会としての機能や、委員会の意味も市民に十分理解していただけるのではないかと思う。やるからには、今おっしゃった方向をしっかりと追って行ってやらないと、なかなかそれぞれにという話ではないと思うので、積極的に委員会としておっしゃったような内容に沿ってやる努力をする意味があると思う。

高橋委員：座長提案はとても高く評価したい。一歩進んだという形での事後の協議であったり、必要に応じて報告会というようなことは、市民に対して、それを実施していき、なおかつより見える化することは今後の協議だと思うが、前向きに考えていきたい。座長提案は賛同する。

小林委員：委員長、副委員長のリーダーシップで進めていく形がすごく大事になってくるのかなと思う。座長の考えは座長提案を会派に戻って、委員長や委員長候補によく話してくださいという形になるのか。

伊藤座長：これは全議員が該当するものだと思っている。今の段階で全員協議会などを開いて各常任委員会に臨むに当たり、付託された議案のみではなく、こうした議論も自由討議の中にも組み入れていただいて、議論いただきながら視察

なら視察の討議をしていただいて、何回か討議する段階でこういうものを視察しようという、プロセスの見える化になるのではないかと。また帰ってきた段階で議論をし、どう評価するのか。最終的な答えは、いろいろな答えが出てくると思う。報告書には、その答えも出ているわけであり、それと同じことを議論していく場所も必要ではないかという考え方である。だから場合によっては、いずれ報告書はいらぬ。その代わり帰って委員会で議論したことを記録として残し、その報告書に代わる討議というすばらしいものになっていく感覚である。

川畑副座長：他になければ、座長提案のとおり了承することでよいか。

—了承—

(8) 行政現場体験について

川畑副座長：みんなの党調布さんから提案されているので、高橋委員に説明をお願いします。

高橋委員：議員が行政の仕事を理解という部分ではなく、プラスより深めていくという趣旨で、例えば業務委託先で業務を理解する。通常の現場の作業、例えば役所内のさまざまな部門において業務の実態をより深く理解し、現場の中に改善の余地、課題が見えたりということが出てくるのではないかと考えている。議員の行政に対する改善の提案力向上にもつながることを考えている。今委託先と言ったが、駐輪場の整理に1週間行ってみるとか、図書館業務を体験するとか、デイケアサービスの補助を1週間してみるなど、体験し、その中から市民の声も聞けるし、現場の声も聞ける。そういうことを、積極的に取り組んでみるのはいかがかという提案である。

川畑副座長：説明に質疑等があれば伺う。

井上委員：例えば、各議員が保育園の子育て現場の職場環境をとということであれば、自分が独身で子どもがいないとき、どういう職場環境なのか、個人的に行ったことがあるが、それはそれだと思ふ。そういうことをやって、現場の方の意見とかを学び、それを議会活動に発揮していく流れが議員という職業であると思っている。提案は議会としてやろうということをおっしゃっているのか。

高橋委員：年に1週間という形で全議員が対象である。議員の任期中、4カ所体験できる。議会として全員でそういう体験をある意味義務化していきませんかという形で、チャレンジしてみるというような、議会としての新しい試みを推進してみたらどうかという提案である。

井上委員：個人的にごみ処理現場に行って学ぶのも1つ。それを議会として行うという意義とかメリットがわかりにくいので、そのあたりを聞きたい。

高橋委員：私は行政の窓口の方から取材というか、調査とかという形では行っているが、どうしても窓口の各管理職の意見等を、よく聞く形になりつつあるのかなと思ふ。ぜひ現場というものを肌感覚で理解するというところで、我々が気づかない改善点、課題が見えてくるのではないかと提案である。

井上委員：管理職の方の話も聞くし、当然現場を見るのも大事であることはわかるが、お聞きしているのは、議会全体としてやるメリットがわからない。自分が知りたければ、一議員として現場を見に行けばよいと思うし、管理職の話をかみ砕いてみるのも議員の職務の1つではないかと思う。

高橋委員：議員個人が自主的に取り組む経験をするのは、議員の活動として否定するものではない。我々議会として全体で取り組むことにより、今まで見えてこなかった部分の改善点、課題が見えてきて、それを議会として提言していける環境をより高めるべきではないかという理解で、議会として取り組んでみたらいかがかという提案である。

井上委員：高橋委員は、現時点で議会はそういう部分に理解がないということ为前提として、こういう提案をされていると受けとめてよいか。

高橋委員：我々の会派は、より探求することが必要なのではないかという理解のもとに提案させていただいた。

雨宮委員：1週間現場体験というのは、議会事務局が大学生を受け入れた例があった。小林委員にお聞きするが、市の職員を長くさせていた。現場を肌で感じるという話は、1週間程度で何とかなるものか。

小林委員：職員の最後の職場は、クリーンセンターであったが、ごみ収集車に乗り、可燃ごみの収集も1日やってみた。だから全部わかるという話ではないが、それを議員もやるんだということは違うのかなと。もし体験するのであれば、委託業者がいるので、そこに行って、1日でもやらしてもらおう。それはできるわけだ。保育園も民間でやっているところもある。自分の努力でいろいろな仕事を知って、議会に反映していくことかなと思う。事務職なので、いろいろな部署に行ったが、各部署で、それぞれいろいろな大変さはある。

雨宮委員：この提案の意味がわからない。

伊藤座長：行政と議員の役割は異なっている。提案の内容は、それぞれの議員の考えで体験したいテーマがあれば、行ってよいと思う。議員という立場で行政現場に1週間入ることが、現場の大きな負担になる可能性も出てくると思っているが、そのことが市民サービスの低下につながってくることにもなり得るのではないか。それぞれの議員の対応でよいのではないか。議長の命令で、どこどこに行ってきたさいというようなものではない、という判断をしているので理解いただきたい。

川畑副座長：座長提案に質疑等があれば伺う。

—なし—

川畑副座長：座長提案のとおり了承することでよいか。

—了承—

(9) 市政調査費について

川畑副座長：みんなの党調布さんから提案されているので、高橋委員に説明をお願いします。

高橋委員：これは、金額をアップということで、今時にということを感じると思うが、

議員定数の削減とリンクした形で提案させていただいた。地方議会の責任が増してきている中で、行政側への政策提言、対案の提案の強化をしていく必要があると思う。議員は、対案の方向性は出せたとしても、実際の政策案をきちんとした形で提案していくという形になった場合に、それなりの政策、立案において、それを提案書につくり上げていくところでは、その専門家の意見を取材して、それを形にしていくことについて、ぜひ調布市議会の政策提案能力を高めていく上でも、検討していただけないかという思いで提案させていただいた。

川畑副座長：説明に質疑等があれば伺う。

井上委員：政策提案能力向上のために、市政調査費を上げてということだが、この改革検討代表者会議の中でも、そういうスタッフとして、議会事務局の職員に専門の方に入ってもらい、議案の提案であったり、政策立案のサポートをしてもらう議論もあった。それと市政調査費のアップの絡みがよくわからない。もう1点は、市政調査費は、報酬審議会で議論され、その答申を受けて金額が決まることになるが、具体的に金額はいくらぐらいなのか。

高橋委員：政策の方向性の提示は、議員としても当然持たなければならないし、皆さんも発揮されていると思う。議会事務局のフォローで強化していただけるということだが、現実問題として、どこまで実現できるか不透明な中での提案である。スタッフの強化をしていただけるのであれば、政策の対案のためのスタッフについては、代替えをしていただいてもいいのかなと思う。ただし、提言書をつくる場合、専門家にプランニングを外注した場合は、プランニングの費用はかかる。例えば、駅前再開発や軌道敷地跡の活用のような新たな提案の提言書をつくっていく場合、プランナーの力を借りる。その際の5万円、10万円くらいの費用は発生してくるのではないか。そういったことも考えていくべきではないかという意味合いでの提案も含まれていると、理解していただきたい。現状の月2万5,000円をできれば2倍くらいにしたい。

井上委員：専門家の提言書を作成するというと、例えば駅前再開発のデザイン云々と言われたが、議会で作る意味はわかりかねる。具体的に何をするために、市政調査費を上げるのか。具体的に何に使うからこうなんだというのがわかりにくい。

高橋委員：例として話したが、先進事例の調査研究として、委員会や会派の視察で行われているが、それを会派あるいは議員による事例研究、習得を深めていきたいという意味もある。

井上委員：現状では2万5,000円、年30万円だが、自治法の改正後、この第4回定例会で条例改正が行われたところだ。調布市議会は、市政調査費の用途の公開について透明性は高く、きちりと公開している市議会であると思う。例えば広聴費として、市民アンケートをとるとかを会派ごとにできるように改善されたが、パンフレットを作成し、郵送であったり、駅前で配ったり、広聴する意味でのやり方はそれぞれあると思う。そういう活動をやってみると、

金額的には年間30万円では、もう少しあるといいのかなという議論は会派の中でもある。基本的にこれについては、報酬審議会で審議されているということなので、個人的には広聴ということでは、多少増額していただければありがたいと思っている。

高橋委員：市民への広報についても、当然含まれ形での提案であることも御理解いただきたい。

大河委員：職員の給与について御意見があるようだが、議員削減ではなく、むしろ議員報酬を下げ、市政調査費に充てればいいのではないかという考えか。

高橋委員：基本的には、議会費のトータルを増やしていこうというのは、時代に即さないと理解している。議会費総額を逸脱しないでと考えているので、議会費の中で削減できるところを削減し、その中で充当していくべきであるとの考え方である。

大河委員：議員定数削減にこだわらないで、総費用の問題と受けとめていいということか。

高橋委員：従来の議会費をオーバーしない範囲での削減できるところを充当していきたい。

大河委員：議員定数を減らすのではなく、議員報酬を少し減らして振りかえすることはあり得ると受けとめてもよろしいか。

高橋委員：それは協議の中でそういうことであれば、考えていくべきであると考えている。

雨宮委員：この種の提案は、具体的にこういう過不足があるからこうしてほしいという裏付けが示されないと、抽象的、一般的に大幅アップと言ってしまうと、話がどこか行ってしまう。自分たちは年間通じて、こういう活動をしていて、こういうことをやりたいと思っているが、市政調査費に限界があってできないので、引き上げてほしいという具体的な中身が伴っての提案であれば、考えやすい。ところが今のやりとりを聞いていると、議会費の総枠はいじらないで、その中での振り割りの話としか聞こえない。もう少し緻密な議論をしてほしい。

高橋委員：議員自体が、もっと市民との広報、広聴機能を深めたいし、政策提案の力も深めていくべきだという考えに基づき提案している。その考え方の提案はこういった場で議論してよろしいのではないかと理解している。

雨宮委員：その2つの方向性は否定しないが、現状年間30万円の金額が多くなれば、こういう活動ができると考えて提案されているのかと思ったが、そうでもないみたいで、そのへんがよくわからない。何の根拠をもって、大幅アップなのか。

高橋委員：広報、広聴も強化したいし、なおかつ政策の対案の提案も取り組もうとして、ある方に相談したが、その費用が賄いきれなかった経験もした上での提案である。

大河委員：違和感があるのは、駅前広場のことなどは、市レベルの相当な委託費用がか

っているわけで、10万円、20万円で解決するような内容ではない。その対案となれば、相当額が必要になる内容だ。先ほど委員会としての政策をやる場合、こういった方向があると方向が示された。その金額も保障されているし、専門委員会を設ければ、専門的知見者を呼ぶのであれば、それなりのもものも付いてくると思うので、今ある中でさまざまな議会の機能を十分発揮させていくことで、会派のあれもあるかもしれないが、まずは機関として充実させていく改革、改善を進めていった先にまた新たなそういったことも、考えられるのかなということであり、今出された例を聞いていると、議会として充実していく内容というところ言えば、すぐに必要と認識されない提案であると受けとめた。

林委員：議会費総額を削減しても、市政調査費はアップしたほうがよいと考えていると受けとめたが、それでよいか。

高橋委員：具体的な形で削減と言ったのは、議員定数の削減のことである。トータルの中で削減できるところは削減していても、というような意味合いで発言した。

林委員：市政調査費が増えれば、できることも増えていくことも事実だと思うが、昨今の行財政改革を進めていく中で、私たちは理事者側に厳しい要求を突きつけているわけである。議会費としては、政策法務や、政策提案能力を高めていくために、議会事務局のより機能を高めるために予算をつけてほしい要望を第一に考えているので、この部分は二の次かなと思う。

伊藤座長：本年9月の自治法の改正により、第4回定例会で市政調査費の名称変更とともに政務調査費の条例改正を行ったところである。その際、使途基準については、従前どおりの基準での改正を行ったところである。調査費の交付額については、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会にその判断をお任せいたしたいと考えている。

川畑副座長：座長提案のとおり了承することでよいか。

—了承—

川畑副座長：前半の検討事項はここで終了させていただき、議会基本条例についてを議題とする。

(10) 議会基本条例について

川畑副座長：今回は、前文について御協議いただいた。最初に、座長から発言がある。

伊藤座長：資料66を見てほしい。前回の協議において、大きく3点の観点から意見が出された。1点目は、市民参加、市民との対話等市民と向き合う文言が必要だという意見。2点目は、市民への情報提供と情報共有を記述してほしい。3点目は、議会の基本となる条例は理解するが、条例に上下関係がないことから、「最も」という表現はいかがなものか。これらの意見を勘案し、修正させていただいたものが、資料66である。

第6段落目の文章を修正した。修正した内容としては、下線が引かれている部分は、3会派から出された代替案を採用させていただいた。また、「住民の意見を正しく汲み取り」という表現の中で、市民との関係を包括してあらわしている。また、第7段落目の「最も」の表現は、削除した。

川畑副座長：修正案に質疑等があれば伺う。

雨宮委員：いろいろ努力いただいていることは、十分受けとめているが、3点うち、市民参加にかかわる文言規定がないことは、依然として理解しきれないものがある。確かに市民への情報提供と、共有化を図りというところは、一步踏み込んで、通称自治基本条例の中にも参加と協働と明確な文言がうたいこまれている。それと対をなす議会基本条例の全体の精神を貫く前文の中に、参加の趣旨に関する文言を明文化すべきだと思う。小平市議会の報告会素案について、説明会の資料がある。例えば1ページ目の5枚目に議会のミッション、使命と役割を定めることが重要であるという、4点ほど述べられている。その中に、住民と意見を交換し、課題、論点を明確にし、議員間の討議を通じて政策をつくりとある。

伊藤座長：その資料はアンケートを通して参考資料としてお寄せいただいたものを、配付したもので、この会議で議題とするものではないと理解している。それを基準に議論することはお願いしていないので、自分の言葉に変えて発言していただきたい。

雨宮委員：この後言葉にしようと思っていた。続いて6ページの第3章、市民と議会との関係の4だが、議会は議員の政策立案能力を向上させ、政策提案を拡充するために、市民との意見交換の場を設ける。こういうふうに、小平市の場合、2重に市民説明の場で記述されている。資料66の私どもの代替案にそういうものを入れたので、そのことはさらに強調していきたい。修正案2に対する意見である。

大河委員：修正案2では、情報提供と共有化が加わったりしているが、条例の前文は理念や目的が条例の解釈の基準になると認識している。例えば東京財団では議会基本条例に必ず入る3つの原則があり、市民への情報公開、住民の議会への参加、自由討議という話もあった。自分たちも提案の中に、市民との対話と表現したが、議会への市民参加ということが、ベースにあることがこれからの議会の中で重要な意味をもっていると認識している。住民自治であるし、二元代表制で、直接選挙で選ばれているという意味でいけば、主権者の住民が議会に参加するのは当然である。その当然のことを条例に位置づけることが、前文を見てわかりやすく受けとられるという意味で、ぜひそれがわかるような表現を加味した内容にさせていただけないかと思う。最初の原案のところでは気がつかなかったが、修正案1で直っていたところに、住民とともにとなっているが、最初の案では市民とともにであった。在勤、在住の方も包含していくこともあるので、このへんの言葉をどう使っていくか、そのあたりの論点もあるのかなと思う。最もをとり、基本となるに変えたところは、

ここは最高規範になる内容だと思うし、最高規範と明文化している解釈は、根拠は憲法であり、そのことを制定している議会は当然あるわけである。自治基本条例も同様である。そのことの違法性は全く認識していないので、最も基本となると書いた最初の案は大変結構であると認識している。

ドゥマンジュ委員：市民との対話を重ねるとともにのところが、修正案2には入っていない。議会報告会を行うに当たり、多摩市の議会報告会を傍聴したとき、正副議長もいらしていただいた。那覇市の議長だったと思うが、いろいろなところで議会改革の先行事例を見て歩いているとのことで、市民参加と議員間の自由討議は大変重要だとおっしゃっていた。今の議会改革では大事なところだと思う。会津若松や多摩は市民の意見こそが政策という視点に立って、市民との対話を重ねる中で、二元代表制として市長側に対峙する議会としては、市民の意見こそしっかり聞いていくべきだということで、議会のあり方を見直していると思う。議会改革を行い、基本条例をつくる時には、市民参加とともに議会を活発な場にしていくことを前文にしっかり示していくことは、大事なことである。その2点を入れていくべきだと思う。最後のこうした認識を住民とともに、住民を市民に変えたほうがよいと思う。前の段落の住民も市民に変えたほうがよい。

伊藤座長：いろいろ意見をいただいたが、そこはあくまでも作業的な具体的な表現で示すべきだと理解したところだ。市民、住民含めて対話の表記についてだが、対話の表記はアンダーラインで示したところ、わかりやすく、開かれた議会を運営する中で、住民へ情報を提供する。それを共有化する。共有化することとは、議員の立場、議会の立場において作業的には議会報告会を行ったり、いろいろな窓口を設け、広聴機能、広報機能を高めたり、そうした意味合いから、市民、住民の思いを正しく汲みとる。そういう作業をこちらに包含していると説明した。ぜひそのところは御理解いただきたい。最もということ削除したことだが、それぞれの条例間の優劣は基本的にはないということであり、この条例のみが最もという表現をするのは、いいのかという判断をいただければと思う。

雨宮委員：前回傍聴された方の傍聴記の中に、議会基本条例の前文に触れて、前文に最も重要なキーワード、市民参加に関する文言がないことについて言及している。これは重視すべき部分ではないかと思う。座長の思いは受けとめることはできるが、であるとするならば、なおのこと、明文として規定して、前文を受ける形で条文の中に、例えば市民参加の具体的な手法などは、こういうものがあるといううたい方をすれば、より明確に構造とそれを構成する要素の関係が条文上もはっきりしてくる。再度市民参加に係る文言の挿入の検討をぜひお願いしたい。

林委員：市民の意見こそが政策だという発言があった。それを言ったら、どこでまとめていったらいいのか。そのために議会があって、首長がいて、二元代表制のもとで議論しているのではないかという感想を持った。市民参加は当然の

ことであるが、この修正案2にそのへんの内容も包含されているので、これでよいと思う。

井上委員：修正案2は前向きに修正されていると思うので、前文はこれでよいと思う。

小林委員：市民参加の部分を雨宮委員にお聞きするが、市民との対話の項目だけということか。市民参加という文言は、代替案にもなかった。

雨宮委員：私どもの代替案にはここに入っている。市民との対話を重ねのくだりのところだ。

小林委員：簡単に言えば、市民との対話を重ねを入れてもらいたいということだ。思いはわかった。私もそうかなという思いはしている。

高橋委員：雨宮委員のおっしゃっている市民との対話みたいな文言を後段の段落に、対話により意見を正しく汲みとりぐらいにさせていただいても、いいのではないかという気がする。

伊藤座長：前文は前文として、適切な表現かどうかは別として、ある意味では抽象的なものの範囲で捉えている。このことで、まず私はいいのではないかという感覚を持って、つくっている。なお、それぞれ個別の条例に入っていくが、その場において、広報、広聴を含めて、市民との対話も何らかの形で表現していくことを考えたときに、それは前文に入れなければ絶対だめだということなのかどうか、意見交換したい。

雨宮委員：そういう形であれば、修正案2でいいという発言も2、3の委員からあったが、今の座長の発言を踏まえて、具体的な個別条文が出てきたとき、セットで考えて、それでいけるかどうかの判断を、させてもらうしかないかなという思いである。きょうの段階では再検討をお願いすると言ったが、このことを含めてペンディングということにしたい。

伊藤座長：ペンディングの扱いではなく、あくまでも市民との対話、市民参加だけでなく、議会としての具体的な市民に対する約束、こういうことも必要な部分が他にもある。それは条例の各章の中に、必要と思う部分に組み込んでいく。基本的には、この条例の前文の修正案2を前提で進めていきたい。そのことを理解していただかないと、後ろに行って前に戻って、前のことは反対することでは前に進んでいかないことになる。これはこれとして押さえていただいて、後は、ここで議論したあれはどうしたんだとか、具体的なものを議論していくべきではないかと思う。前文であれをしる、これをしなければだめだというのは、違うという感覚を持っている。できあがったとき、いろいろな意見、評価をいただくと思う。100人が100人にまるをいただけるようなことはあり得ないから、皆さんに合意形成を図りながら、進めていく前提でものごとを進めていくので、御理解をお願いします。

大河委員：それが包含したととれないので、入れていただきたいと言っている。いろいろな前文があるが、市民に開かれた議会と市民参加を推進するというのは、むしろセットで書かれている議会のほうが多い。私たちも市民との対話の例示はしたが、もっとわかりやすくということであれば、市民参加という言葉

を使えばよかったと思う。少なくとも、市民と話をしながらやっていきたいという議会の思いを、今説明を受けた部分で、開かれたといたら、そういうことをいうんだと、読みとれないと思う。ここは基本中の基本であると思うので、そのことがわかる言葉をしっかり最初に入れておくことが、市民と議会の関係のところに行ったときに、議会報告会やそういったことも条文の中に入ってくる可能性もあるのではないかと考えられる。やはり明文化される必要があることをぜひ理解していただきたい。

伊藤座長：例えば、包含しているという意味は開かれた議会だけではなく、議会としての情報提供を行う。その情報提供の中身は、共有化する。これは、一方的に発信するのでは、共有化はできない。共有化をするということは、それぞれの会派、それぞれの議員、議会としても、何らかの形で市民との対話をいずれの場所でもしているのではないか。それを議会としてここに明文化するものであろうかという、それは違うのではないかという思いを持っている。まるっきりここに書いていないという指摘は当たらないと思う。

大河委員：議員は逆に市民から信託を受けているので、基本である市民との対話という言葉なぜ書かないのかという認識のほうがと思う。理解しかねる。

伊藤座長：これは、意見の相違である。

ドゥマンジュ委員：これは、議会基本条例をつくる上で、一番重要なところであると思う。共有化のところ、議員それぞれでやっていることだし、議会全体としてはそうではないと考えられているところを、はっきりさせていかなければいけないところだと思う。議会としてここは市民参加を図ると。

伊藤座長：議会全体は違うとは表現していない。それぞれの立場で、それぞれの会派で、それぞれのテーマについて、議会全体でもという表現をしている。全てをはめ込んでいるという理解をしてください。議会全体はそういう対話をしなくていいとは言っていない。

ドゥマンジュ委員：であれば、議会としてのところで、入れてもいいと思う。

伊藤座長：そこで、議会としては情報提供をしながら、その情報の中身を共有化する。共有化するということは何をするのかという、対話であるとか、情報交換だとか、それぞれの議員の立場で行うとか、議会全体でなくてもいい。それぞれの会派には、政党を背負っている会派もある。国政レベルの問題にも立ち入るかもしれない。そうしたときには、議会全体で議論しても、1つのテーマについて答えが出ない可能性もある。議会はいろいろなテーマがあるが、情報提供をしながら、今抱えている課題を市民に提供する。だからこの表現は全く情報交換をしていないことには当たらない。対話をしなさいということをも具体的に書く必要はない。こういう表現で十分包含される。

ドゥマンジュ委員：正に議会として市民にどう向き合うかが、ここに現れる。共有化で包含されるといっても、説明がなければ、市民には読んだだけではわからない。だから、具体的にイメージされる言葉で対話を重ねるとか、市民参加という言葉がとても重要だと思う。住民という表現は、他の条例を見ても、使って

いるところはあまりないと思う。座長提案の条例の骨子を見ると、後のほうは議会と市民との関係と出てくる。言葉は市民で統一したほうがよいと思う。

大河委員：見解の相違という話があったが、行政は市民参加条例があったり、情報公開条例があったりするのと同じように、参加の形態、やりとりするのは、参加を促すことがあるわけなので、キーワードが入ることにより、議会基本条例の意味がより理解していただける内容になると思うし、長々しく何かを足してほしいと言っているわけではない。調布市議会はきちんと市民とのそれを重ねながらやっていく。市民参加を保障しながらやっていく意味を汲んでもらう意味でも、その言葉を入れて、条文自体がわかりにくくなるかではなく、むしろ市民にとって、それがあつて、条例全体を説明するときに、前文にあることの意味の重要性はあると思うので、ぜひもう一度考えていただきたい。

伊藤座長：いずれ出される章に、そうしたことがあらわされなかったらという話があったので、第3章のところ、市民と議会との関係の中に、市民のための議会の考え方を讀むと、市民に開かれた議会を実現するために、市民への情報公開と説明責任を柱とする。情報公開の推進では、会議の公開、私どもの会議は基本的には全部傍聴できることは合意を得ているところであり、もしくは審議に関する資料は全て公開している。議会報告会の開催などについて定めたい。そして広聴機能の立場で考えると、多様な広報、広聴手段をこれからは活用していく。市民の声を積極的に聴取すること。そうした市民と議会の関係の中に位置づけていくことに、市民との対話という表現でなく、こうした意味をここで捉えていただけるのではないかと、考えているところであるがいかがか。

雨宮委員：だとすれば、よけいに前文にそういう文言により位置づけたほうが、妥当性があると思う。

伊藤座長：そうした御意見もあるかもしれない。前文は全体の条例の中身を個々具体的に表現するのではなく、私ども市議会はこういうことを定めたと、市民へのお約束をするということだと思っているので、できるなら、前文に個々具体的ことは表現すべきではない。それはむしろそれぞれの章においてということである。

大河委員：もし3章を見てあれなので、了承いただきたいという内容まで求められているのであれば、承服しかねる。

伊藤座長：承服していただくことを求めているので、そういう表現は差し控えていただきたい。私は前文について議論されているので、いずれ出てくるこういったところにこういう表現があるんですよ。前文はこういう抽象的な表現かもしれないが、御理解いただけないかとお話させていただいているところなので、ぜひ御理解いただきたい。

大河委員：くどいようだが、市民と共有化するというのは、そういうことであると言われるが、それはどういうことかという、対話したり、参加をしたりすること

であると、前文でも何文字を入れることで、後ろのこととリンクできるのであれば、当然入れるべきではないか。

伊藤座長：私はそうは思わない。市民と住民という整合性の指摘をいただいた。章のほうになると、市民という表現で統一されている。御指摘をいただくとすればどちらかで統一する。そして自治基本条例の中にもあったが、市民とは何ぞやということ。これはいずれ何らかの形で表現していくということにつながっていくと考えている。

川畑副座長：議論が煮詰まってきたが、座長提案の修正案2を了とする委員と、そうでない委員も発言いただいたが、前文の協議はこれ以上進まないのであれば、座長から改めて皆さんにお願いがあり、それを受けていただければ幸いであるが、いかがか。

伊藤座長：改めて提案といっても、同じ提案をするしかない。基本的には前文をぜひ御理解いただきたいと先ほど申し上げたとおりである。大方の委員が了としていただけるのであれば、それは重く受け止めなければならないし、逆に大方の委員がもう少し考えなさいというのであれば、それも重く受け止めなければならない。そうした意味か何らかの表現をしていただきたい。

川畑副座長：各委員から、前文について発言をお願いします。

林委員：先ほど申し上げたとおりですであるが、意見が異なっているので、きょうはこれ以上進めることは厳しいのかなと思う。

井上委員：文言なので、一致点を導きだすのは、なかなか、この表現は気に入らないとなると、考え方、受けとめ方の違いが出てくるので、できる限り近づける努力をぜひお願いしたいと思うが、修正案2として座長の努力も理解させていただいているところである。修正案2で方向性はよろしいのではないかとということである。

小林委員：座長の努力を評価しているが、修正案3を求めたい。市民との対話を入れてください。

雨宮委員：繰り返しになるが、対話の問題は小林委員、高橋委員からも出た。ここは座長にもう一汗ぜひお願いしたい。具体的には、小林委員が言われたような、方向性で第3の修正案をお願いできればと思う。

高橋委員：ほんの一文くらいだと思うが、できれば全員合意した形で進めていきたいと考えているので、一考していただくとありがたい。

大河委員：前文は、私たちが市民とともに歩む議会の姿勢が伝わる、開かれたということとはそういうことだと思うので、読んでわかるような内容の案を今一度提示いただければと思う。

ドゥマンジュ委員：この前文は、これからつくる議会基本条例のあり方を一番集約するところでもあるし、市民参加や市民との対話は、重要なところだと思うので、ぜひ修正案3を提示いただいて検討したいと思う。

伊藤座長：御意見は重く受けとめている。中には御理解いただいている委員もいるが、その方々についても、市民、住民の表現などを含めて御意見を後ほど聞いて

みたいということもある。ついては、修正案2を示したが、そのことについては大方評価をいただきながらも、もう一つ踏み込んでこのへんをという御意見だと理解した。きょう方向性を出したかった思いはかなり持っていたが、正月休みを返上して中身を精査して、次回の代表者会議に向けてこのことについて提案したい。御理解いただいている委員にも再度御理解をいただきたい。

川畑副座長：座長の提案でよろしいか。

—了承—

川畑副座長：それでは、会議の時間がなくなったので、残りの事項の議論は次回に行う。

4 その他

○ 第23回代表者会議の日程について

第23回代表者会議は1月7日（月）午前10時から、全員協議会室で開催することを確認した。

合意資料15：第21回代表者会議における合意事項

資料65：第22回検討資料

資料66：基本条例（案）検討資料（前文）